

○使用の範囲

美術に関するもの。

○使用の期間

水曜日から翌週の月曜日までの6日間、展示室1室を使用することを1単位、継続使用は2単位までです。

○搬入・搬出

搬入：火曜日の午後1時から午後5時

搬出：月曜日の午後5時から午後7時

○開館時間

午前10時から午後7時まで。ただし、最終日（月曜日）は午後5時まで。

○休館日

毎週火曜日

12月25日から翌年1月6日まで（令和6年度）

その他、臨時に休館することがあります。

○使用料（1単位の場合）6日間

| | | |
|-------|-------|---------|
| 第1展示室 | 市内利用者 | 60,000円 |
| | 市外利用者 | 90,000円 |
| 第2展示室 | 市内利用者 | 48,000円 |
| | 市外利用者 | 72,000円 |

入場料その他これに類するものを徴収するときは、市内利用者は規定の使用料の2倍、市外利用者の場合は2.5倍の使用料となっています。

市内の社会教育施設等において活動している団体が使用する場合は、減額できる制度があります。

○規模

| 使用室名 | 面積 (m ²) | 壁面の長さ (m) | 天井高 (m) |
|-------|-------------------------|--------------|------------|
| 第1展示室 | 67 | 35 | 2.5 |
| 第2展示室 | 50 | 33 | 2.5 |

○使用の申し込み

①使用しようとする日の属する月の12カ月前の月初日から受付けます。ただし該当日が土曜日、日曜日、祝日に当たる場合は翌日以降の開庁日から受付けます。

②受付開始日に、抽選を行い申込順位を決めます。（抽選参加者は1団体につき1名のみとします。）以降は、先着順に受付けます

③抽選日および抽選場所
原則、開庁日の月初日。
令和7年10月15日（水）～10月20日（月）の期間は、第1第2展示室ともに、市共催事業開催のため使用できません。

| 抽選日 | 抽選場所 |
|--------------|-----------------------|
| 令和6年度 | |
| 令和6年4月2日(火) | アステ川西 5階 ルーム500 |
| 令和6年5月1日(水) | |
| 令和6年6月3日(月) | |
| 令和6年7月1日(月) | |
| 令和6年8月1日(木) | |
| 令和6年9月2日(月) | |
| 令和6年10月1日(火) | |
| 令和6年11月1日(金) | |
| 令和6年12月2日(月) | |
| 令和7年1月7日(火) | |
| 令和7年2月3日(月) | |
| 令和7年3月3日(月) | |

④受付時間は以下のとおりです。

- ・抽選日受付 午前9時15分～午前9時30分
- ・その他受付 開庁日の午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除きます。）

○使用の許可と使用料の納付

受付の後、施設使用料の納付書を郵送しますので、納入期限内に納入してください。

納入の確認後に使用許可書をお送りします。

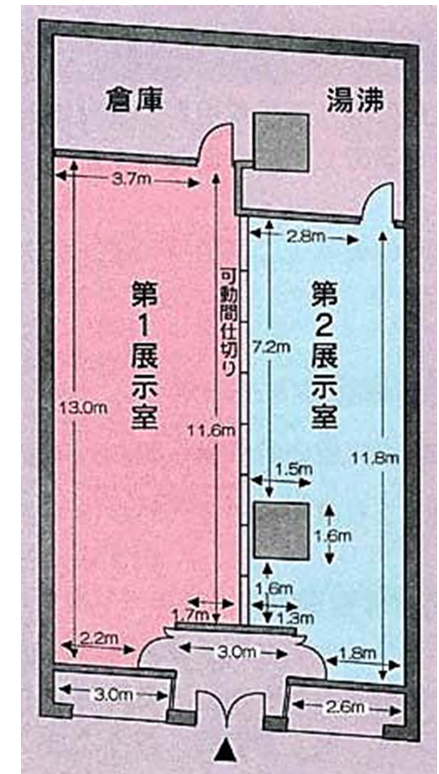
○使用期間中の管理

ギャラリーには職員は常駐しませんので、使用中のギャラリーの開閉、作品の監視等は、全て使用される方において行ってください。

ご本人、または他の管理責任者が必ず在館するようにしてください。

使用期間中の事故による損害については、川西市はその責任を負いません。

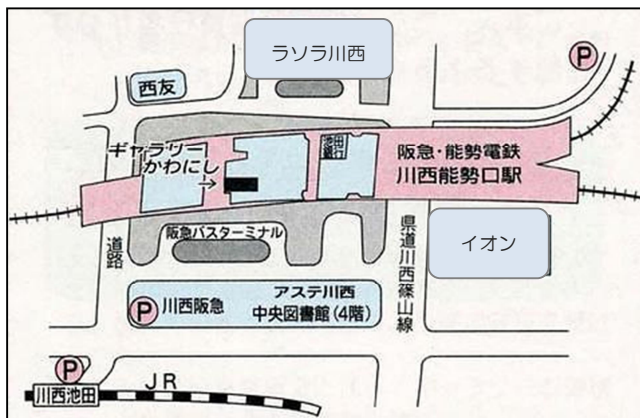
川西市立ギャラリーかわにし 平面図



注意いただきたいこと

- ① 次のいずれかに該当するときは使用できません。
 - 1) 物品の販売を目的とするとき。
(展示品にかかる図録、絵はがき、ポスター、その他これらに類するものを除く。)
 - 2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - 3) 施設または附属施設を損傷し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
 - 4) その他、ギャラリーの管理上、川西市において適当でないと認めるとき。
- ② 使用料の還付
次の場合を除き既納の使用料は還付しません。
 - 1) 全額を還付する場合
 - 1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できないとき。
 - 2) 使用者が使用開始日前180日までに使用の取消しを申し出て承認されたとき。
 - 2) 5割を還付する場合
 - 1) 使用者が、使用開始日前90日までに使用の取消しを申し出て承認されたとき。
- ③ 次のいずれかに該当するときは使用許可を取り消し、若しくは、ギャラリーの使用を停止し、又は、当該使用許可の条件を変更することがあります。
 - 1) 条例、または規則その他の規定に違反したとき。
 - 2) 前記①の使用できない理由が生じたとき。
 - 3) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
 - 4) その他川西市においてギャラリーの管理上必要があると認めるとき。

上記のことによって使用者に損害が生じても、川西市はその責めを負いません。



〒666-0033 川西市栄町20番1号
「川西能勢口」駅舎1階

「ギャラリーかわにし」には専用の駐車場がありませんので、最寄りの駐車場（有料）をご利用ください。

川西市立 ギャラリーかわにし

問合せ・申込み

川西市 市民環境部
文化・観光・スポーツ課

TEL (072) 740-1106 (直通)